

在学学生・父母保証人の皆様へ

学 習 院 大 学
学生センター学生課**令和3年度 新型コロナウイルス感染症による授業料減免措置について（お知らせ）**

学習院大学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって家計が急変し、経済的に修学困難となった在学学生の令和3年度授業料について、一部免除する措置を講じることにいたしました。

つきましては、今回の措置を希望される場合は、下記の要領にてご申請いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 減免額

学部生：228,000円 大学院生：160,000円 法科大学院生 371,000円

※休学・協定外留学により、減免対象外となる月が発生する場合は、減免額を12月で除して、減免対象となる月数を乗じた額（100円未満繰り上げ）を減免額とします。

2. 対象

令和3年度に、本学の正規課程に在籍する学部学生・大学院生・法科大学院生のうち、下表①②のいずれかに該当し、併せて③の条件を満たす方。ただし、上記のうち、休学者（休学期間中のみ）、協定外留学者（協定外留学期間中のみ）、卒業延期者、懲戒又は除籍処分を受けた者は、減免対象者から除外します。なお、9月1日時点で第1期分学費の納付がされていない場合は選考外となりますので注意してください。

申請条件	必要となる証明書等（コピー可）
① 主たる家計支持者一人（※1）が、国・地方公共団体又はその他の公的機関が実施する、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象とする公的支援（※2）の受給証明書の提出ができること	・ 公的支援の実施機関等から発行された通知書等（別紙1参照）
②-1 主たる家計支持者一人の2020年の所得（※3）が、2019年の所得と比較し1/2以下となっていること。 ②-2 主たる家計支持者一人の2021年の所得見込が、2019年または2020年の所得と比較し1/2以下となっていること	・ 所得見込算出表（所得算出表） ・ 収入証明書（※4） ・ 給与明細、帳簿等（[4.提出書類]及び別紙2参照）
③ 主たる家計支持者一人の2020年の所得または2021年の所得見込が、給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外の場合は355万円以下であること（※5）	

（※1）父母兩名の内、所得が高い者。両親の扶養から外れていて独立生計である場合は、主たる家計支持者一人は学生本人になります（一人暮らし、学費の自弁等を理由として“主たる家計支持者＝学生本人”になりません。扶養状況は保険証等で確認してください）。

（※2）緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予等、「高等教育の修学支援新制度」の家計急変で認められる公的支援の例に準じます。公的支援の詳細は、「（別紙1）新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」または以下の独立行政法人日本学生支援機構のHPをご参照ください。なお、**特別定額給付金（一律10万円給付）は対象外**です。

日本学生支援機構のHP：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

（※3）所得とは、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書の所得金額とします。

（※4）源泉徴収票、確定申告書B（第1・2表）、課税証明書

（※5）2021年の所得見込の計算方法については別紙2をご確認ください。

なお、以下の制度及び奨学金との併用は不可です。

- ・令和3年度高等教育の修学支援新制度（●）
- ・令和3年度学習院大学学費支援給付奨学金（●）
- ・令和3年度学習院大学ゴールドマン・サックス・スカラーズ・ファンド（●）
- ・令和3年度学習院大学海外留学奨学金
- ・令和3年度学習院父母会奨学金
- ・令和3年度学習院大学入学前予約型給付奨学金「目白の杜奨学金」
- ・令和3年度学習院大学入学前予約型給付奨学金「さくら奨学金」
- ・令和3年度学習院大学尚友倶楽部進学者給付奨学金
- ・令和3年度学習院桜友会ふるさと給付奨学金
- ・令和3年度学習院大学大学院博士後期課程給付奨学金
- ・令和3年度博士後期課程に修業年限3年を超えて在学する者の授業料減免制度
- ・令和3年度東日本大震災被災による授業料減免
- ・令和3年度大規模自然災害被災による授業料減免

（●について、重ねて申し込むことは可能ですが、併用はできません。申し込み希望の場合、申し込みを行った全ての制度及び奨学金の結果が判明後、どの制度及び奨学金を適用するか選択していただきます。減免及び支給時期が遅れることとなりますので、予めご了承ください。）

3. 申請方法

次項に記載の提出書類を、提出先に持参または郵送記録が残る形（簡易書留・レターパック等）で提出してください。本学所定書式は、大学 HP 及び G-Port よりダウンロードをお願いします。

4. 提出書類

<申請条件①に該当する方>

- (1) 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料減免申請書」（本学所定書式）
- (2) 「所得見込算出表(所得算出表)(申請条件①用)」（本学所定書式）または2020年の「収入証明書」
- (3) 公的支援の実施機関等から発行された通知書等
- (4) 2021年1月～6月分の「給与明細」または「帳簿等」（所得見込算出表（申請条件①用）を提出する方のみ）

<申請条件②-1に該当する方>

- (1) 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料減免申請書」（本学所定書式）
- (2) 「所得見込算出表（所得算出表）（申請条件②-1用）」（本学所定書式）
- (3) 2019年と2020年の「収入証明書」

<申請条件②-2に該当する方>

- (1) 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料減免申請書」（本学所定書式）
- (2) 「所得見込算出表（所得算出表）（申請条件②-2用）」（本学所定書式）
- (3) 2019年または2020年の「収入証明書」
- (4) 2021年1月～6月分の「給与明細」または「帳簿等」

5. 減免方法・減免時期

<1. 減免額>に記載の金額を、11月30日までに指定口座へ振り込みます。

6. 申請期限

令和3年7月30日（金）16：30必着

7. 申請結果

令和3年10月中旬頃までに、G-Port及び文書にて通知します。なお、採用者には申請結果のG-Port通知に振込口座の届出方法を記載しますので、必ず通知を確認し、届出を行ってください。

8. 問い合わせおよび提出先

学生センター学生課（中央教育研究棟1階） 電話番号：03-5992-1183

<送付先住所> 〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学 学生センター学生課奨学金窓口

(別紙 1)

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

制度名	主な実施機関
新型コロナウイルス感染症特別貸付、 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）、 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫
危機対応融資	商工組合中央金庫、 日本政策投資銀行
セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、 危機関連保証	信用保証協会
小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構
小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局
緊急小口資金、総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省、日本年金機構
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
国税・地方税の納付猶予	国税庁、地方公共団体
持続化給付金	経済産業省、中小企業庁
家賃支援給付金	経済産業省、中小企業庁

上表以外の公的支援でも、以下(1)～(3)を全て満たしていれば認められます。

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3) 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

以上

(別紙 2)

【2021年の所得見込の算出方法について】

・「所得見込算出表（所得算出表）」の案内に従って入力することで、自動的に算出されます。
なお、2021年7月以降の収入は2021年1月～6月の所得状況から以下の方法により合理的に推算することとします。

〈推算方法〉

- ・2021年1月～6月分の所得の内、最も低い所得の月を「家計急変月」とする。
- ・家計急変月から6月までの所得から月平均所得(a)を算出する。
- ・(a)を6倍し(7月～12月分)、7月～12月の所得見込額(b)とする。
- ・1月～6月の所得合計と(b)を合算し、2021年の所得見込とする。
- ・申請条件①に該当し「所得見込算出表（所得算出表）（申請条件①用）」を用いる場合、家計急変月はありません。1～6月の所得から算出した月平均所得を6倍し(7月～12月分)、1月～6月の所得と合算して2021年の所得見込としています。

【2021年の年収見込証明書等を提出する場合】

勤務先発行の「年収見込証明書」の提出が可能である場合、「所得見込算出表（所得算出表）」は不要です。当該書類の記載金額を2021年の所得見込とします。

【よくある質問】

Q1 令和2年度の当該制度に申請し、採用（不採用）されました。令和3年度も申請することはできますか？

A1 令和3年度の条件を満たしていれば、申請できます。なお、令和2年度とは申請条件・提出書類が異なる点もありますので、要項をよく読み、申請を検討してください。令和2年度に採用された場合でも、令和3年度に採用されるとは限りません。

Q2 給与所得者以外の家計支持者だが、帳簿・確定申告書（控）がありません。

A2 帳簿・確定申告書（控）がない場合、所得根拠資料の不備となるため、選考外となります。申請する場合は、帳簿は作成、確定申告書（控）は税務署で過去の確定申告に関する開示請求を行ってください。

Q3 給与所得者以外の家計支持者だが、令和2年度以前の帳簿はあるが、令和3年度のものはありません。

A3 帳簿は本制度に申請する場合の必要書類となります。申請する場合は作成してください。

Q4 給与所得者の家計支持者だが、給与明細（賞与含む）・源泉徴収票がありません。

A4 給与明細（賞与含む）・源泉徴収票がない場合、所得根拠資料の不備となるため、選考外となります。申請する場合は勤務先へ再発行を依頼してください。

Q5 新型コロナウイルス感染症の影響により、失職しました。給与明細等がありません。

A5 退職証明書（勤務先発行のものに限る）、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証を提出してください。所得見込算出表（所得算出表）の所得入力欄について、所得がない月については0円と入力してください。

Q6 併用不可と記載のあった制度及び奨学金について、採用されるかわからないため選べません。複数申し込んだ場合、全て不採用となってしまいますか？

A6 複数申し込むことは可能ですが、複数の減免及び支給を受けることはできません。複数に認定・採用された場合にはいずれか一つを選択していただきます。複数申し込んだ場合には、対象全ての制度及び奨学金の結果が判明するまで保留扱いになり、減免及び支給時期が遅れることとなりますので予めご了承ください。

Q7 申請条件①の公的支援について、支援を受けた時期の指定はありますか？2020年に公的支援の対象となっていた場合でも申請できますか？

A7 時期の指定はありません。別紙1に記載されているものであれば対象となります。なお、申請条件①に該当し2020年の公的支援を受けていることを条件とする場合、「所得見込算出表（所得算出表）（申請条件①用）」の代わりに「2020年の収入証明書」を提出書類とすることができます。4.提出書類の〈申請条件①に該当する方〉を参照してください。

Q8 現在公的支援を申請中ですが、7月30日までに受給証明書が発行されるかわかりません。

A8 申請条件①に記載の通り、受給証明書を提出できることが条件となりますので、提出できない場合は原則、申請できません。ただし、個別に状況を確認し申請できる可能性を検討しますので、該当の方はお問合せください。

以上